

第 2 1 章. 協力及び能力開発章

1. 協力及び能力開発章の概要

本協定の実施及び本協定の利益の増大を支援するための協力及び能力開発の活動であって、経済成長及び開発を加速させることを目的とするものを行い、強化する旨を規定。協力及び能力開発の分野、小委員会の設置、締約国間の開発の水準の相違を認めた資源の提供等について規定。なお、いずれの締約国も、本章の規定の下で生ずる事項については、第 2 8 章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならないことを規定。

2. 主要条文の概要

○一般規定（第 2 1. 1 条）

締約国は、協力及び能力開発の活動の重要性を認識し、本協定の実施及び利益の増大を支援するための当該活動であって、経済成長及び開発を加速させることを目的とするものを行い、及び強化すること等を規定。また、これらの活動において民間部門の関与が重要であること及び中小企業が世界市場に参加する際に支援が必要となる場合があることを認めることにつき規定。

○協力及び能力開発の分野（第 2 1. 2 条）

締約国は、本協定の実施、本協定によって創出される経済的機会を利用する各締約国の能力の向上並びに締約国間の貿易及び投資の促進及び円滑化を支援するため、協力及び能力開発の活動を行い、及び強化することができること、協力及び能力開発の活動には、農業、工業及びサービスの部門、教育、文化及び性の平等の促進並びに災害リスクの管理を含めることができること等を規定。

○協力及び能力開発に関する小委員会（第 2 1. 4 条）

締約国は、各締約国の政府の代表者から成る協力及び能力開発に関する小委員会を設置すること、同小委員会は、様々な分野における締約国間の情報の交換を円滑にすること、将来の協力及び能力開発の活動に関する問題又は提案を討議し、検討すること等を規定。

○資源（第 2 1. 5 条）

締約国は、締約国間の開発の水準の相違を認め、本章の規定によって行われる協力及び能力開発の活動のための適当な資金又は現物の資源を、利用可能な資

源及び異なる締約国が本章の目標を達成するために有している相対的な能力の範囲内で、提供するよう努力することを規定。

○紛争解決の不適用（第 21.6 条）

いずれの締約国も、本章の規定の下で生ずる事項について、第 28 章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならないことを規定。